

広島県立図書館資料除籍基準

平成29年2月9日 制定

令和2年7月9日 一部改正

1 目的

広島県立図書館資料除籍要領第3条(8)に基づき、広島県立図書館において除籍の対象とする資料の範囲を示すものである。

2 除籍基準

次に掲げる資料を除籍の対象とすることができる。

- (1) 改訂版、増補版のある旧版。ただし変遷内容を比較する必要があると思われるものは除く。
- (2) 同様な内容を取り扱ったものの中で、保存の必要がないと認められるもの。
- (3) 内容上資料価値を著しく失ったと認められるもの。
- (4) 既存資料のマイクロ化・デジタル化等により、保存形態の変更を行い、かつ原資料の保存を必要としなくなったもの。
- (5) 出版年が古く、希少性が希薄で保存の必要がないと認められるもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、館長が除籍を必要と認めるもの。

3 その他

次に掲げる資料は、2の(1)から(5)の除籍の対象としない。

- (1) 郷土資料及び郷土に関する資料。
- (2) 瀬戸内海に関する資料、瀬戸内海関係各府県に関する資料及び山陰地方、四国地方(太平洋側)に関する資料。